

○1 番（川上陽平）登壇 皆さんお疲れさまでございます。私は、自由民主党福岡市議団を代表して、武道教育の現状と課題について、並びに災害時要援護者対策について質問いたします。

まず、武道教育の現状と課題についてお尋ねいたします。

平成 24 年度から中学校の教育課程において武道が必修化されたことは、中学校教育において大変意義深いことだと考えます。武道とスポーツの性格には共通する部分が多いのですが、人間形成を目指す教育としての武道は、スポーツと異なるという主張があります。確かに武道では、伝統的に精神的な面を尊重する考え方が重視されており、欧米で発祥したスポーツと比較して、より修養的、あるいは鍛練的な目的を強く持っております。武道では、礼に始まり礼に終わると言われるように、礼法を特に重要視しています。礼を重んじてその形式に従うことは、自己を制御するとともに相手を尊重する態度を形にあらわすことで、それは人間形成にとって重要な要素であると考えております。

また、武道における試合を行う者同士の関係は、決して敵と味方という対立的なものではないという考え方があります。試合が成立するのは、ともに学び合う相手があるからであり、試合の勝敗のみにこだわることは慎むべきであるという考え方が重視されています。いわば伝統的な物の見方、考え方であるとともに、それに基づく伝統的な行動の仕方であると言えます。

このように我が国の伝統的な文化である武道を学校における体育学習の内容として重視していくことは、我が国の文化や伝統を尊重する観点のもとより、これからの国際社会において世界に生きる日本人を育成していく立場からも有意義なことであると考えております。

福岡市では、昨年度から中学校の保健体育で武道教育が必修化されましたが、その現状についてお尋ねいたします。

授業を行う武道の種目は、柔道、剣道だけではないとも聞いております。まず、平成 24 年度における市立中学校の武道の種目ごとの実施状況についてお尋ねいたします。

また、中学校の体育分野では、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて指導内容の改善が図られています。中学校 1、2 年生では、より多くの運動を体験し、基本的な技能を身につけるために、各運動領域が必修化され、3 年生では、子どもたちの興味、関心に応じて各領域の中から種目を選択した指導内容になっております。

そこで、各学校で行われている武道の授業時数と授業内容についてお尋ねいたします。

また、武道の必修化により、授業中の事故について保護者や医師から不安の声が上がっており、特に中学校での柔道の死亡率は他種目に比べて非常に高いという調査結果も報告されています。

そこで、24 年度の本市の市立中学校における、武道の授業中の骨折など重大な事故報告件数と、その状況についてお尋ねいたします。

特に柔道の授業中の事故については、全国的に重篤な内容が報道されていますが、武道の安全管理の徹底について文部科学省からどのような通知が出され、教育委員会は、それをどのように伝達、指導したのかについてお尋ねいたします。

生徒たちに礼儀作法や基本動作などをきちんと教え、事故のないように指導する体制を築くには指導経験が求められます。

そこで、平成 24 年度の市立中学校における、武道有段者である保健体育教員の配置状況についてお尋ねいたします。

また、学校からの要請に応じて専門性の高い外部指導者を招聘し、より安全で専門的な内容の授業が展開される、工夫ある取り組みがなされていると聞いておりますが、市立中学校の武道の授業における外部指導者の招聘の状況や授業時数についてお尋ねいたします。

続いて、災害時要援護者対策についてお尋ねいたします。

我が国の観測史上最大規模となった東日本大震災では多くの方が犠牲になられ、その復旧、復興に向けた取り組みは今も行われております。そして、東日本大震災では、多くの犠牲者が高齢者、障がい者などのいわゆる災害時要援護者でありました。国においては平成 16 年の新潟、福島、あるいは福井における豪雨災害をきっかけに、災害時要援護者に対する取り組みの重要性を認識し、各自治体における取り組みを促してきました。今回の震災により、改めて災害時要援護者に関する取り組み、避難支援等の強化が急務であることが明らかになったことにより、ことし 6 月には、防災対策の早急な充実、強化に向けて、災害対策基本法が改正されました。

具体的には、住民等の円滑で迅速な避難の確保に関する新たな制度として、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿の作成を市長に義務づけ、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう、個人情報保護法との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための規定が設けられているようです。

福岡市では、平成 23 年度に福岡市災害時要援護者避難支援対策に関する取組方針（全体計画）を策定し、まさに今、災害時要援護者の避難に係る個別支援計画の作成などの取り組みが行われているところと思いますが、これらの取り組みは共助の力を発揮するためにも特に重要であると考えており、しっかりとした取り組みを期待しています。

そのためにも、今、福岡市の災害時要援護者対策を進める上で重要なポイントとなる地域での取り組み、行政との連携、さらには情報共有のあり方などについて、災害対策基本法の改正を含めて全体計画の考え方を再認識することが必要であると考えます。

そこで、福岡市の災害時要援護者避難支援対策について、現在までの取り組みについて伺います。

まず、支援を必要とする災害時要援護者を福岡市が把握することが対策の前提にあると考えます。福岡市では災害時要援護者台帳を作成していますが、どのような方法により把握を行っているのか、また、登録の対象はどのような方で、何人いるのかお尋ねいたします。

また、情報提供に関する同意を得ることができない方について、行政のみが情報を持っていても地域では助けたくても助けることはできません。このため、行政が把握した災害時要援護者の情報について、災害発生時の避難など地域の具体的な援護の取り組みに利用できるよう、全ての情報を提供すべきであると考えますが、地域への災害時要援護者の情報提供はどのような形で行われているのか、また、どのくらいの地域がみずからの地域の災害時要援護者を把握しているのかお尋ねいたします。

次に、災害時要援護者の支援体制ですが、以前は支援の主体となる者や役割分担などが明確でなかったことから、地域は提供を受けた災害時要援護者の情報を十分に生かすことが困難でした。全体計画が策定されたことにより、地域ではこれに基づく支援を行うための準備などを行っており、その中でも、災害時に要援護者一人一人の避難を支援するための災害時要援護者避難支援個別計画づくりは特に重要であると思っています。この個別計画の策定について、現在どのくらい進んでいるのか、その具体的な状況についてお尋ねいたします。

以上で 1 問目を終わり、2 問目からは自席にて質問いたします。

○1 番（川上陽平） まず、武道教育の現状と課題についてであります。武道の有段者ではない教員や指導経験の浅い教員が指導する場合、安全面や技術面において十分に配慮した授業が展開できないのではないのでしょうか。先ほどの答弁の中で、69 校中 44 校で柔道を選択しているとのことでしたが、これらは武道経験のない、あるいは浅い教員が、ただ単に一番授業のやりやすい授業を選択しているだけであり、それがかえって重大な事故につながるおそれがあると懸念しております。また、有段者であっても、段位は中学生でも取得でき、武道の持つ教育意義を理解し指導することは難しいと感じております。

外部指導者に関しては、学校からの要請に応じて対応しているとのことでしたが、これでは要請があった 11 校以外のほとんどの学校は武道経験のない、あるいは浅い教員がどのように授業を展開しているのか疑問でなり

ません。指導者が不安を抱えたまま指導に携わることで、大きな事故やけがにつながると考えられます。

そこで、このような指導者や武道に関する指導力向上を目指す教員のために講習会を開いていると聞いております。教育委員会では、その講習会の中で、どのような内容について講習されているのか、お尋ねいたします。

また、このような指導力向上のための講習会や研修会に参加した先生方は、どのような感想をお持ちなのでしょう。先生方の率直な感想をお聞かせください。

続いて、災害時要援護者対策についてであります。

先ほどの質問で、福岡市災害時要援護者避難支援対策に関する取組方針、いわゆる全体計画では、制度的な課題の解決を図るためにつくられたものだということでしたが、十分に課題に対応できているのでしょうか。

全体計画では、福岡市の災害時要援護者に関する取り組み、特に避難支援個別計画の作成に関しては地域が主体的にかかわることとされております。ここがまさに重要な部分であると考えますが、地域では解決できないような課題があるように思います。また、災害対策基本法の改正を受け、より一層力を入れて災害時要援護者避難支援対策に取り組む必要がありますが、今後これらの課題に対してどのように対策を進めていくのか、お尋ねいたします。

全体計画に基づき対策を進めるには、より多くの人に計画を知ってもらうことが大事であり、特に地域での取り組みを進めるには十分な地域の理解が不可欠であると考えますが、全体計画をどれだけの地域が知っているのでしょうか。

次に、地域で避難支援個別計画を作成するのに必要な情報、具体的には、避難支援者が支援を行うために必要な情報が不足しています。地域で活動する自主防災組織が同じく地域で活動している民生委員や各種団体の把握している要援護者情報を共有することが必要だと考えています。例えば、寝たきりなのか、車椅子なのか、それに伴い付き添いでいいのか、リヤカーが要るのか、また何人の支援者が必要なのか、このような情報を平常時から共有し対策を打たなければ、いざ助けたくても助けられません。また、民生委員のみでは多数の要援護者を援護することは困難な状況であり、民生委員自体も高齢化しています。改正災害対策基本法への対応を含め、地域へ提供する災害時要援護者の詳しい情報と、その方法について今後どのように変えていくのか、お尋ねいたします。

また、これは実際に地域から上がっている声でもありますが、避難支援対策の個別計画を策定する上で、地域は支援者の選定に非常に苦勞しています。特にマンション住民の情報はわかりませんし、支援者を選定できるような具体的な情報は提供されておりません。平常時の情報提供が不十分であると考えます。

最近では、自助、共助、公助のほかに近助という言葉が使われる人もいます。要援護者を支援するにはやはり隣近所のサポーターが必要になります。例えば、住民基本台帳は、敬老会や新1年生のお祝い行事など、使用目的によっては閲覧できるようになってはいますが、極めて限定的な運用です。本市が進める防災支援において必要な情報は入手できません。これは、個別避難計画策定における一つの大きな課題であると考えています。改正災害対策基本法の趣旨を踏まえ、地域の支援者選定に係る課題を解決する必要があると考えますが、所見を伺いまして、2問目を終わります。

○1番（川上陽平） まず、武道教育の現状と課題についてであります。教育委員会として、けがや事故のない安全な武道の授業を展開するために、指導者講習会に取り組んでいただいていることはわかりました。また、受講された先生方の感想を伺うと、いかに指導力向上に役立つ研修会であるかが伝わると同時に、指導経験がない、あるいは浅い先生方が不安を抱えながら授業をされているかということも感じ取ることができました。改めて、武道を中学校の正規の科目として子どもたちに教えるに際し、武道の先生が全然足りないのが現状であり、まさに今、武道教育の充実を図るには、いい指導者をいかに確保するか、将来にわたりどう養成していくかにかかっていると思っております。

したがって、剣道連盟や柔道協会との連携をさらに深め、研修を重ねることも重要ですが、それと同時に、教

員採用の段階で武道における段位がより高い専門的な受験者を積極的に採用することが、武道必修化の意義が達成される道筋が見えてくるのではないのでしょうか。柔道や剣道の段位による一面的な教員採用が難しいことは承知しておりますが、武道教育の充実に向けてぜひ検討していただきますよう強く要望いたします。

また、学校には、保健体育以外の教員で、柔道や剣道などの有段者が多数おられるのではないかと思います。しかも、そのような先生方の中には、柔道部や剣道部の顧問として高い指導力を発揮され、輝かしい指導実績をお持ちの先生がおられることを私も存じております。その先生方が担当する教科の授業時数との調整をつけることは難しいと思いますが、武道の授業において、他教科のそのような指導実績のある先生方から協力を得る方法も、ぜひ視野に入れて検討していただきたいと考えております。

また、外部指導者に関して言えば、招聘されている方のほとんどは高段者で、世界大会や国内におけるトップレベルの大会などで活躍された方が多く、中にはオリンピックの金メダリストも含まれていると聞きます。その上、競技者としてだけでなく、武道の精神や指導法などについて十分に習得され、各種講演会や実技講習会などでの指導実績が豊富な方々が指導に当たっておられます。

しかしながら、武道の授業時数は1クラス平均13時間に対して、外部指導者の授業時数は1クラス3時間で、実質不足していると思われれます。さらに、昨年度の外部指導者派遣校はわずか11校である状況の中で、武道に関する専門的な指導や礼儀作法に代表される細かな授業展開ができるとは思えません。また、生徒たちにとっても平等な機会が与えられているとは言えないと思います。

そこで、全ての生徒たちに対する、より充実した武道教育実施のため、そして武道における指導力向上のために、経験豊富な有段者を外部指導者として全ての市立中学校に招聘できないでしょうか、お尋ねいたします。

文部科学省では、武道は我が国固有の文化であり、基本動作やわざを身につけ、相手と攻防することによって楽しさや喜びを味わう。また、武道に積極的に取り組むことで武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合を行うことを重視するものと位置づけています。

冒頭で申し上げたように、我が国の伝統的な運動文化である武道を学校における体育学習の内容として重視していくことは、我が国の文化や伝統を尊重する観点のもとより、これからの国際社会において世界に生きる日本人を育成していく立場からも有意義なことであると考えます。そこで、本市における武道教育の今後の充実と強化について、教育長の決意をお伺いいたします。

続いて、災害時要援護者対策についてであります。福岡市でも警固断層直下型地震が発生することは十分に考えられることから、大規模災害の備えは十分に行う必要があります。このため、特に重要となるのは自助、共助といった地域力であり、中でも災害時要援護者の避難支援に関する取り組みは一人でも多くの命を助けるための非常に重要な取り組みであると考えています。

先ほど質問いたしました地域への情報提供についても、これが地域で活動している現場の声であり、災害がいつ発生しても万全の体制で臨めるような体制をいち早く構築するために解決すべき課題の一つであると認識しております。

今後、災害時要援護者対策を進めるに当たっては、これらの課題解決に向けて、行政と地域がより緊密に連携しながら進める必要があると考えますが、市長の所見をお伺いし、私の質問を終わります。